

特定非営利活動法人みどり会 定款

特定非営利活動法人みどり会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みどり会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を神奈川県横浜市戸塚区小雀町876番地4に置く。

(目的)

第3条 この法人は、未来を担う子どもたちが、集団の中で生き生きと保育されることによって、
発達がかなえられる保育所づくりを行い、もって地域の父母の労働を支え、地域社会の
発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 保育所の設置運営

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）
上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の活動を広く一般に広め、その目的を達成するため、正会員の入会についての条件は、
これを特に定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は
正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人に
その旨を通知しなければならない。

(入会金)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のひとつに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員が退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により、正会員を除名しようとする場合は、議決の前にその正会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上9人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
 - 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第16条 役員に役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第18条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置く。
- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 会 議

(会議の種類)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 役員の選任等に関する事項
- (6) 入会金
- (7) 年度内償還を超える借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したも

のとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第36条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (2) 日時及び場所
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
- 5 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第44条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により、解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により、解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産は、他の特定非営利活動法人又は社会福祉法人で当法人と目的を同じくするものに帰属させるものとする。

（合併）

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑 則

（公告の方法）

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	本間	正
副理事長	川崎	宏
理事	青木	マリ子
同	泉山	友子
同	岩崎	佐智子
同	川邊	初美
監事	鈴木	廣子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2005年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金は、この定款の規定にかかわらず、正会員、賛助会員ともに10,000円とする。

附則

この定款は2011年8月1日から施行する。

附則

この定款は2017年7月20日から施行する。